

来年度の青森市いじめ防止対策審議会の会議について

来年度の青森市いじめ防止対策審議会の会議の開催について

■審議会の案件として想定される事項

- ①いじめの認知件数や学校におけるいじめの問題に対する日常の取組等、いじめの問題の状況を調査し、いじめの防止及び早期発見のための方策や、いじめ加害の背景などいじめの起こる要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等について、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- ②いじめ防止対策推進法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ③学校から教育委員会に報告のあったいじめの事案について、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ④いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態には至らないが、当該事案について、教育委員会において調査を行う必要がある場合の調査及び有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行う。
- ⑤審議会が、いじめの防止等のため、教育委員会が学校に対して行う必要な支援、学校が講ずる必要な措置等を審議し、教育委員会に具申する。

■来年度の開催時期（予定）

- 平成28年度 第1回青森市いじめ防止対策審議会
期日：平成28年6月
案件：重大事態発生時の対応について ほか

- 平成28年度 第2回青森市いじめ防止対策審議会
期日：平成28年10月
案件：本市のいじめ防止対策について ほか

- 平成28年度 第3回青森市いじめ防止対策審議会
期日：平成29年2月
案件：次年度のいじめ防止対策について ほか